

県議会議員
市議会議員

選舉

4月23日
4月30日

館山市在報

発行所 館山市役所
館山市北條1097番地
電話館山67-68-186番

3月末現在人口動態		
日数	人帶生存	總世出死別
139人	(男57・女73)	5件
58人	(男36・女23)	62件
産姻婚		5件

昨年十二月の第二十回臨時
國會で公職選舉法が改正
になりました。
そのおなものは選舉公
務の擴充・選舉制の強化
による選舉の公正確保・
連呼行爲の適正化等であ
ります。

この改正の度は大体次の
通りであります。
公職で候補者となること
ができるない公務員が立候
補の届出をする時は公務
員をやめたという證明書
を添付して立候補の届出
をしなければならないかつ
たのが今回の改正によつ
て、公務員退職に関する
法令の規定にかかわらず
立候補したその届出の日
に公務員をやめたこ
とにみなされること
になりました。

(公職者の立候補)
公職で候補者となること
ができるない公務員が立候
補の届出をする時は公務
員をやめたといふ證明書
を添付して立候補の届出
をしなければならないかつ
たのが今回の改正によつ
て、公務員退職に関する
法令の規定にかかわらず
立候補したその届出の日
に公務員をやめたこ
とにみなされること
になりました。

連呼行爲の禁
止

連呼行爲の禁
止

連呼行爲の禁
止

(選舉運動用自
動車の制限)

選舉運動のための連呼行
爲はできなくなり、從つて自動車・自転車等で連
呼して行くことは許され
ません。ただし演説會場
及び停車して街頭演説す
る場合は差しつかえあり
ません。

原則として使用できないく
乗れる者は、運転手(そ
れまであります)。

(飲食物の提
供について)

從來選舉運動につい
て湯茶以外の飲食物
を提供するとは禁
止されていましたが
これが湯茶及び通常
用いられる程度の菓
子以外の提供禁止と
改められ、また選舉
運動員や選舉のため
に使う労務者に対し
一定の範囲内で辨當
を支給しても差しつ
かえないことになりました。

(飲食物の提
供について)

從來選舉運動につい
て湯茶以外の飲食物
を提供するとは禁
止されていましたが
これが湯茶及び通常
用いられる程度の菓
子以外の提供禁止と
改められ、また選舉
運動員や選舉のため
に使う労務者に対し
一定の範囲内で辨當
を支給しても差しつ
かえないことになりました。

改正された公職選舉法

選舉運動用の自動車に、
ボスター・立机・あよう
ちゃんを掲示することはで
きないことにになり、選舉
事務所を表示するための
ちようあんは一個直徑四
十五厘米、高さ八十五
厘米以内・ボスター・
立机・看板は數に制
限はないが、縦三百
七十五厘米、横七十三厘米
以内で、演説會場に
おけるボスター・立
机・あようちゃん・看
板は演説の開催中の
み掲示ができ、なお
立札は、横三尺、高さ一
百枚、縣議二千枚頃
まで保証しておられ
ております。

連呼行爲の禁
止

(文書图画の制限)
選舉運動用の自動車に、
ボスター・立机・あよう
ちゃんを掲示することはで
きないことにになり、選舉
事務所を表示するための
ちようあんは一個直徑四
十五厘米、高さ八十五
厘米以内で、演説會場に
おけるボスター・立
机・あようちゃん・看
板は演説の開催中の
み掲示ができ、なお
立札は、横三尺、高さ一
百枚、縣議二千枚頃
まで保証しておられ
ております。

連呼行爲の禁
止

政治えの入口
公明選舉は明るい



公明選舉は明るい
政治えの入口
公明選舉は明るい
県民、市民の代表を選びましよう。

県外選舉	県内選舉	市議選	市長選	市議選	市長選	市議選	市長選	市議選	市長選
第一回市議選									
第二回市議選									
第三回市議選									
第四回市議選									
第五回市議選									
第六回市議選									
第七回市議選									
第八回市議選									
第九回市議選									
第十回市議選									

選舉結果

